様式第3号(第3条関係)

第　　　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　様

粕屋町長　　　　　　　　　　　印

給与支払報告書の光ディスク等による提出却下通知書

　　　　年　　月　　日付けで提出されました給与支払報告書の光ディスク等による提出承認申請につきましては、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

(理由)

(教示)

　この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この給与支払報告書の光ディスク等による提出の却下の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。